

公益社団法人熊本県浄化槽協会
第4次法定検査業務計画

(新5ヶ年計画)

【平成28年度～平成32年度】

公益社団法人 熊本県浄化槽協会

公益社団法人熊本県浄化槽協会第4次法定検査業務計画

(平成28年度から平成32年度)

1 計画策定の趣旨

浄化槽の水質に関する検査（以下、「法定検査」という。）は、当該浄化槽の設置の状況及び維持管理の状況を判断するとともに放流水の水質が適切か否かを確認するものであり、浄化槽が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する施設であることを担保するための重要な検査である。

このため、協会は浄化槽管理者（設置者等）の信頼を得、浄化槽法に基づく指定検査機関としての責務を果たすために、県下の全ての浄化槽を検査することを目指し、平成13年度より法定検査業務に関する五カ年計画（以下「法定検査業務計画」という。）を策定している。

第1次法定検査業務計画(平成13年度から平成17年度)では、新検査制度(BOD検査制度)を導入する等、受検率の向上に努めた。11条検査(定期検査)の受検率は、平成12年度32.7%、平成17年度43%であった。

第2次法定検査業務計画(平成18年度から平成22年度)では、行政、製造・施工・維持管理業界等との連携の中で、未受検者に対する受検勧奨及び広報啓発活動のほか、浄化槽設置基数等実態調査事業を実施する等、受検率向上に努め、平成22年度の受検率は49%となった。

平成21年10月、協会は、法定検査事業が公益目的事業である等との認定を受け、「公益社団法人熊本県浄化槽協会」として発足した。

第3次法定検査業務計画(平成23年度から平成27年度)では、11条検査におけるBOD検査の毎年実施、「熊本県浄化槽台帳管理システム」を活用し行政及び関係業界と連携した受検勧奨対策、及び「総合啓発計画」に基づく広報啓発活動等を実施し、「受検率の更なる向上」「検査の信頼性の確保」に努めた。平成27年度受検率は66%（平成28年2月末推測値）であった。

これまで第1次から第3次の業務計画を策定し、法定検査の受検率向上に取り組んできたところであるが、今後は、県が策定している人口減少・高齢化及び地方財政事情等の社会情勢を踏まえた汚水処理施設の整備計画をもとに、浄化槽の設置基数等を考慮した体制を整え、計画的に法定検査を推進していく必要がある。

また、熊本県では、「熊本県地下水保全条例」を制定するなど、「水」をととても大切にそして利用しようとしている県でもあり、法定検査も水環境保全という役割を果たしていくことが求められている。

そこで、これまでの法定検査業務計画の実績等を踏まえるとともに、浄化槽の現在の設置状況及び今後の整備状況等を想定し、確実にかつ適正に法定検査が遂行できるように、第4次法定検査業務計画(平成28年度から平成32年度)を策定

する。

2 協会を取り巻く状況

1) 浄化槽の設置状況

(1) 平成 27 年 4 月 1 日における協会が把握している 11 条検査対象浄化槽の設置基数

- 浄化槽の設置基数は、131,994 基、内合併処理浄化槽 76,140 基、単独処理浄化槽 55,854 基である。
- 合併処理浄化槽の内、下水道予定・空家等が 3,063 基であり、検査対象基数は、73,077 基。
- 単独処理浄化槽の内、下水道予定・空家等が 5,332 基であり、検査対象基数は、50,522 基。
- 検査対象基数は、123,599 基で、平成 26 年度に検査を行ったのは、86,579 基、未実施基数は、37,020 基。

表－1 検査対象浄化槽の設置基数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	合 計	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
設置基数(11 条検査対象)	131,994	76,140	55,854
廃止等と推定される(下水道予定・空家等)基数	8,395	3,063	5,332
検査対象基数	123,599	73,077	50,522
平成 26 年度 11 条・7 条実施基数	86,579	60,837	25,742
平成 26 年度未受検基数 (内拒否者)	37,020 (2,737)	12,240 (1,751)	24,780 (986)

(2) 浄化槽の年度ごとの廃止状況

協会が把握できた各年度の廃止状況は、合併処理浄化槽は、800 基から 1,000 基程度、単独処理浄化槽は、1,000 基から 2,000 基程度である。

表－2 浄化槽の廃止状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

廃 止 年 度	合 併	単 独	合 計
21年度以前	8,004	19,395	27,399
22年度	954	1,067	2,021
23年度	783	942	1,725
23年度全数調査	3,077	22,364	25,441
24年度	878	1,273	2,151
25年度	838	1,777	2,615
26年度	903	1,902	2,805
合計	15,437	48,720	64,157

(3) 浄化槽の廃止予定及び空家等の状況

協会が把握できた各年度の廃止予定(下水予定、空家)状況は、合計 8,395 基であり、内合併処理浄化槽は、3,063 基、単独処理浄化槽は、5,332 基が、下水道予定等の廃止予定あるいは使用中止や空家である。

表－3 廃止予定及び空家等の状況（平成27年4月1日現在）

確認履歴年度	合 併	単 独	合 計
平成21年度以前	194	1,448	1,642
平成22年度	431	518	949
平成23年度	341	358	699
平成24年度	344	385	729
平成25年度	484	713	1,197
平成26年度	1,269	1,909	3,178
合 計	3,063	5,332	8,395

2) 7条及び11条検査の移行状況等

(1) 7条検査の次年度11条検査への移行状況

平成25年度に7条検査を実施した2,621基については、平成26年度に11条検査を2,360基(90%)実施し、拒否15基(0.6%)、依頼なし229基(8.7%)、空家等9基(0.3%)、廃止等8基(0.3%)であった。

全体移行率は、90.0%であった。

表－4 7条検査の11条検査への移行状況（平成27年4月1日現在）

各年度7条検査実施浄化槽について、翌年度11条検査への移行が実施か未実施(未実施の区分)

7条検査実施年度	7条検査実施基数	翌年度11条検査移行状況				未実施基数の内訳							
		11条検査実施基数		未実施基数		拒否		依頼なし		空家等		廃止等	
		実施	割合	実施	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
21年度	3,138	2,722	86.7%	416	13.3%	40	1.3%	344	11.0%	14	0.4%	18	0.6%
22年度	2,857	2,456	86.0%	401	14.0%	35	1.2%	331	11.6%	22	0.8%	13	0.5%
23年度	2,688	2,381	88.6%	307	11.4%	18	0.7%	274	10.2%	13	0.5%	2	0.1%
24年度	2,843	2,555	89.9%	288	10.1%	15	0.5%	249	8.8%	16	0.6%	8	0.3%
25年度	2,621	2,360	90.0%	261	10.0%	15	0.6%	229	8.7%	9	0.3%	8	0.3%
合計	14,147	12,474	88.2%	1,673	11.8%	123	0.9%	1,427	10.1%	74	0.5%	155	1.1%

(2) 11条検査の次年度11検査への移行状況

表－5 11条検査の11条検査への移行状況(平成27年4月1日現在)

各年度11条検査実施浄化槽について、翌年度11条検査が実施か未実施(未実施の区分)

11条検査実施年度	11条検査実施基数	翌年度11条検査移行状況				未実施基数の内訳							
		11条検査実施基数		未実施基数		拒否		依頼なし		空家等		廃止等	
		実施	割合	実施	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
21年度	71,849	67,115	93.4%	4,734	6.6%	445	0.6%	2,566	3.6%	417	0.6%	1,306	1.8%
22年度	72,852	68,221	93.6%	4,631	6.4%	348	0.5%	2,680	3.7%	441	0.6%	1,162	1.6%
23年度	75,383	70,702	93.8%	4,681	6.2%	296	0.4%	2,860	3.8%	454	0.6%	1,071	1.4%
24年度	76,865	72,477	94.3%	4,388	5.7%	313	0.4%	2,544	3.3%	477	0.6%	1,054	1.4%
25年度	80,675	76,561	94.9%	4,114	5.1%	300	0.4%	2,308	2.9%	469	0.6%	1,037	1.3%
合計	377,624	355,076	94.0%	22,548	6.0%	1,702	0.5%	12,958	3.4%	2,258	0.6%	5,630	1.5%

平成25年度に11条検査を実施した80,675基については、平成26年度に

11条検査を76,561基(94.9%)実施し、拒否300基(0.4%)、依頼なし2,308基(2.9%)、空家等469基(0.6%)、廃止等1,037基(1.3%)であった。

全体移行率は、94.9%であった。

(3) 11条検査の前年度検査実施状況

平成26年度に11条検査を実施した83,929基については、前年平成25年度11条検査実施76,561基(91.2%)、7条検査実施2,360基(2.8%)、検査未実施5,008基(6.0%)であった。

表-6 11条検査の前年度検査実施状況(平成27年4月1日現在)

各年度11条検査実施浄化槽について、前年度の検査の実施状況(11条・7条・未実施)

11条検査実施年度	11条検査実施基数	前年度検査の実施状況					
		前年11条検査実施		前年7条検査実施		前年検査未実施	
21年度	71,849	64,901	90.3%	2,886	4.0%	4,062	5.7%
22年度	72,852	67,115	92.1%	2,722	3.7%	3,015	4.1%
23年度	75,383	68,221	90.5%	2,456	3.3%	4,706	6.2%
24年度	76,865	70,702	92.0%	2,381	3.1%	3,782	4.9%
25年度	80,675	72,477	89.8%	2,555	3.2%	5,643	7.0%
26年度	83,929	76,561	91.2%	2,360	2.8%	5,008	6.0%
合計	377,624	343,416	90.9%	13,000	3.4%	21,208	5.6%

3) 汚水処理施設整備に関する都道府県構想の見直し

(1) 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」(平成26年1月30日付け、環廃対発第1401301号)により都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しが、三省合同で熊本県に通知されている。通知では、経済比較を基本としつつ、未整備地区における汚水処理の早期概成(10年程度を目途)及び効率的手法による整備等を求めている。

(2) 熊本県における平成26年度末の汚水処理人口普及率は、84.7%で、その内、浄化槽人口普及率は、14.3%であるが、現構想「くまもと生活排水処理構想2011」における整備全体計画(最終計)では、浄化槽人口普及率は16.4%である。現在、新しく策定されている「新くまもと生活排水処理構想(仮称)」(以下「新県構想」という。)では、人口減少、地方財政等の社会情勢の変化等を考慮された構想となるが、未整備地区が人口散在地域であり、個別処理の特性を有する浄化槽による整備が有効であるとされている。

(3) 三省通知では、今後10年間で、汚水処理施設整備が概ね完了することとなるが、熊本県においては、平成26年度末で単独処理浄化槽の設置基数が60,219基あり、合併処理浄化槽への転換等を図られることから、廃止が加速すると考えられる。

- (4) 熊本県では、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び「熊本県地下水保全条例」等を制定し、豊で恵みの海であった有明海・八代海の再生、また地下水を公共水ととらえ水資源を決して汚染させてはならないとの思いを持ち、「水」をととても大切にそして有効に利用しようとしている県である。

※新県構想は現在策定中であり、必要に応じて計画の修正等を行う。

4) 法定検査の新たな提案(以下「基本検査」という。)

環境省では、平成17年の浄化槽法の改正を踏まえ、「法定検査に関する技術的専門事項検討会」等において、法定検査の目的を改めて整理し「法定検査とは、法令の遵守状況の確認を行うとともに、問題が認められた場合に、速やかに改善すること」とし、BODを基本とした新たな法定検査として「基本検査」を検討し、現在モデル事業を行うなどの調査研究を行っている。

3 基本方針

汚水処理施設整備の普及促進が図られる中で、個別処理施設としての特性を持つ浄化槽の持つ役割もさらに重要になってくるが、浄化槽が公共用水域の水質保全に寄与するためには、浄化槽の機能が正常に発揮されなければならない。

浄化槽の法定検査が、浄化槽の設置及び維持管理が適切に行われ放流水が水質基準を満たしているか否かを判断する検査である。協会は、指定検査機関としての役割・使命を認識し、業務実績の評価から導き出された課題及び協会を取り巻く状況を踏まえつつ、浄化槽の適正な維持管理の確保を図るために、全ての浄化槽について法定検査の実施に向け、各年度ごとに数値目標等を掲げ、目標を達成するための各種施策を着実に取り組むこととする。

特に、合併処理浄化槽が生活排水全てを処理する施設であることから、浄化槽管理者及び県、市町村に検査結果を報告し、不適正である浄化槽については、適正な措置を取られることが重要である。単独処理浄化槽については、法定検査の実施に努めるとともに、合併処理浄化槽への転換を図ることが公共用水域の水質保全の観点から求められていることから、合併処理浄化槽への転換の必要性について、啓発を行っていく。

4 数値目標

全基数検査を目標とするが、これまでの7条検査、11条検査の移行率及び熊本県の新県構想、人口動態予測から、今後の年度別法定検査基数を推定する。

年度別実施基数、必要検査員数等及び検査機器の整備等に関する数値目標は別表のとおり。

5 計画期間

- 1) 平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）
- 2) 平成 30 年度を中間年度とし、適正な見直しを実施
- 3) 計画の着実な実行を期するために、年度別の事業計画を策定し計画の進行管理を行う。

6 具体的施策

1) 法定検査の信頼性の確保

- (1) 法定検査は、公共用水域の水質保全を図るための重要な検査であることを十分認識し、全ての浄化槽において、公平、公正に検査を実施する。
- (2) 浄化槽管理者が、法定検査は「受けてあたり前」「受検して水保全を図らなければ」、と意識する検査を行う。
- (3) 人口減少・高齢化等の社会情勢等を踏まえた汚水処理施設の整備計画に基づく浄化槽の設置基数等を考慮し、業務の効率化を図るとともに、検査員の資質の向上、配置等の体制及び器機装置の整備を図る。
- (4) 「法定検査精度管理システム」を的確に運用し、浄化槽の設置場所、浄化槽の管理者等を正確に把握し、浄化槽の適正な管理を行う。

2) 定期検査（11 条検査）受検率の向上

(1) 未受検者対策

①未受検者の把握

- (ア) 浄化槽の設置状況等について、県、市町村と連携し、関係業界の協力を得、浄化槽に係る登録情報の精査及び現場情報の収集を図り、「熊本県浄化槽台帳管理システム」の情報の精度を高め、未受検者の実態を正確に把握する。
- (イ) 浄化槽の設置状況の実態等を把握するとともに、通常の使用状態が確認できない浄化槽（休止等）についても、行政と情報を共有し、検査対象浄化槽の把握に努める。

②受検勸奨対策

- (ア) 未受検者の指導は、本来行政機関が行うべきであるが、協会としても法定検査を実施している指定検査機関としての情報、知識を有していること

から、積極的に行政機関にも協力していく。再三に渡る受検勧奨にもかかわらず受検を拒否する者に対しては、浄化槽法第12条の2（定期検査についての勧告及び命令等）に基づく指導を要請する。

(イ) 文書での受検勧奨は、定期検査の周知啓発の効果もあることから、行政機関名（或いは協会連名）で、継続して実施するように働きかける。

(ウ) 戸別訪問については、有効な未受検対策であるので、行政機関と協議し地域の実情等を考慮し取組む。

(エ) 県、市町村及び関係業界と連携し、モデル地区等を設定し、浄化槽普及、適正な維持管理及び法定検査の受検率向上を図る。

(2) 「総合啓発計画」に基づく広報啓発活動の推進

浄化槽管理者（設置者等）への広報啓発は、「法定検査に対する信頼性の醸成及び受検率の向上を図ること」を基本とし、浄化槽の設置促進及び適正な維持管理としての保守点検、清掃及び法定検査の必要性並びに浄化槽関係者の役割等に関して正しい知識を得ることができるよう実施する。浄化槽が水質保全に果たしている役割を理解し、協会の業務に対する認識を高めてもらうことが重要である。

また、アンケート等を通じ啓発活動の効果測定を行い、より有効な啓発活動に取り組む。

具体的には次の施策を実施する。

- ① 行政機関との密接な連携のもとに設置者等（設置予定者及び不適指導浄化槽設置者を含む）講習会を開催する。
- ② ホームページの内容適宜更新、協会会報等の定期的発行、啓発用パンフレット、ビデオ等の作成、新聞広告及びテレビ、ラジオ等を活用する。
- ③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する事業を実施する。
- ④ 行政機関等が開催する各種の環境保全イベントに積極的に参加するとともに、水環境保全団体との共催、協会主催の水環境イベント及び環境学習等を実施する。
- ⑤ 浄化槽フォーラム、浄化槽技術講習会は、関係者と協議し内容についても充実を図るとともに、効果的に周知し、浄化槽関係者及び広く県民の参加を図る。

(3) 維持管理業界との連携

水環境保全を図ることを目的に、浄化槽の設置促進、保守点検・清掃の適正な実施及び法定検査の受検率を向上させ法定検査の目的を達成するために、更なる連携強化を図る。

- ① 「業務協力協定書」及び一括契約などを活用し、引き続き、維持管理業界との

協力体制の構築を推進する。

- ②維持管理業界の協力を得て、市町村と連携し、未受検者対策を実施するとともに、未整備地区に浄化槽の適正な普及を図る。
- ③浄化槽の施工・保守点検・清掃・法定検査の各段階における役割を明らかにした「浄化槽運用指針」(平成 26 年 4 月第 2 版発行)を、会員、市町村等で活用いただくように、周知徹底を図り、関係者が定められた役割や責務を果たしていくことで、浄化槽に対する更なる信頼性の確保に努める。

3) 「新法定検査システム」の構築等

(1) 「新法定検査システム」の構築

法定検査基数の増加や更なる検査業務の効率化とセキュリティーの強化を図るため、また、現行の法定検査システムのサーバー及びパソコン等の機器のリース、保守点検等の契約が期限が切れること等から、「新法定検査システム」の構築については検討し、平成 29 年度中に導入を目指す。

(2) 申請書類等の効率化について

設置届、法定検査の手続き及び検査手数料の支払い方法等について、浄化槽管理者（設置者）や関係者の利便性、業務の効率化等を図るために、行政への申請書類等の電子化等の要請及び払い込み方法等について検討する。

(3) 法定検査の新たな提案「基本検査」

現在、「基本検査」の条件である、BOD検査は実施し、また、浄化槽設置台帳も整備しているところであるが、関係業者及び行政機関と協会の情報交換及び改善報告の仕組み及び保守点検記録票・清掃の記録等の内容の事前把握等については、今後の課題として、環境省の動向に注視していく。

7 評価

- 1) 毎年、年度ごとに数値目標の達成状況を評価し、必要な改善措置を整理し、年度別実行計画に反映させる。平成 30 年度に計画の見直しを行う。
- 2) 当計画を着実に実行するために、別に年度別事業計画を策定し、評価する。

別表 数値目標

区分		実績		計画(予定)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
検査実施 基数 (基)	7条	2,707	2,500	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300
	11条	83,929	86,000	87,000	88,000	89,000	90,000	90,500
	計	86,636	88,500	89,400	90,300	91,300	92,300	92,800
検査員 数(人)	7条	2	2	2	2	2	2	2
	11条	27	28	28	29	29	29	29
	計	29	30	30	31	31	31	31
水質分析員数(人)		4	4	4	4	4	4	4
検査事務員数(人)		6	6	6	6	6	6	6
検査機器整備		土日対応BOD測定装置・BOD毎年全数検査開始			「新法定検査システム」 ・フランビン等自動洗浄機			

※計画は、浄化槽設置基数9万基を想定した場合の基数。

検査員数(人)は、7条検査については検査実務数、11条検査については、検査実務及び受検勧奨、周知啓発業務を含む。